

広報

伊方町

発行所
伊方町
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦
〒796-03 伊方局38-0211
編集
総務課
印刷所
豊社
八幡浜市松柏 22-0144

今月の紙面

- 二面……三号機増設の公開ヒアリング
10月4日町見体育館で
- 道路交通法の一部改正
- 三面……鳥津茂市翁の顕徳碑
民話と伝説・健康の窓
- 四面……町消防操法競技大会
歳時記「台風」

ふるさと再発見 ③

夏柑もわずか2アールに

本町に夏柑が導入されたのは明治二十年代。本格的に栽培が始まったのは大正に入ってからで、昭和三十年代の最盛期には百五十ヘクタールを超えていました。

現在の栽培面積は約二ヘクタール。生産量は約二十トン。夏柑は五月ごろ白色の花を

用(ジュース向け)だそうです。つけ、夏から秋にかけてだ円形の大なる果実に成長。秋に黄色く熟し、翌三月から五月

にかけて収穫します。冬を越して収穫するため、寒害の影響を受けやすく、収

量や品質にばらつきがありました。それでも、最盛期には一キロ八十四前後、十アール

当たり五十万円の粗収益を上げていた時期もあり、当時としては重要な収入源でした。

比較的栽培しやすく、手間もかからないことから栽培が盛んだった夏柑。昭和三十年代の最盛期には四千トンあまりの生産量がありました。四十年代に入ると温州みかんに押され急激に減少。今では、



高接ぎした伊予柑の新芽の手入れをする西村さん夫婦。後方に見えるのが夏柑

伊方町誌によりますと、本町に夏柑が導入されたのは明治二十年代のことです。導入されたといっても、山口県へ行商に行った帰りに持ち帰って庭先へ植えた程度で、換金作物として畑地で栽培が始まったのは明治三十年代からになります。

大正時代に入ると仲買人によって阪神方面への出荷が始まり、昭和初期にかけて徐々に増殖されました。しかし、大平洋戦争のぼつ発により一時中断。戦後、二十四年の食糧統制令の解除で再び夏柑を含む柑橘類への転換が始まりました。

最盛期は昭和三十年代。百五十ヘクタールを超え、全耕地面積の二〇パーセントを超えていました。四十年百五十八ヘクタール、四十五年百四十七ヘクタール、五十年八十七ヘクタール、五十五年十ヘクタールと減少しました。

導入は明治

わずか二十トンあまりになっ
てしまいました。
今月取材した古屋敷の西村
増高さん(七十八歳)の畑に
は、数十本の夏柑が残ってい
ました。一時は三十アールほ
ど栽培していたそうですが、
今では約五アール。畑の隅の
日当りの悪いところに一部放
任状態で残っているほどです。
「年寄り夫婦じゃし、この年
になると、いつまで手入れが
できるかわからんけん」と話
す西村さん。あと十歳でも若
かったら……といったげな表
情でした。

柑橘栽培のはしり的な存在
だった夏柑。もう数年もたつ
と見られなくなるかも知れま
せん。

国勢調査人口懸賞を募集

町と県の人口は？

9月30日までにはがきで

賞金・賞品

区分	一般の部		小・中学校の部	
	賞金	人数	賞品	人数
1等	10,000円	1名	8,000円相当記念品	1名
2等	5,000円	1名	4,000円相当記念品	1名
3等	3,000円	1名	2,000円相当記念品	1名
4等	記念品	5名	図書券	5名

〔参考〕 国勢調査伊方町人口
昭和50年……8,965人
昭和55年……8,502人
昭和60年……？人

区分	一般の部		小・中学校の部	
	賞金	人数	賞品	人数
1等	30,000円	1名	カメラ	1名
2等	20,000円	2名	ヘッドホンステレオ	2名
3等	10,000円	5名	目覚まし時計(ラジオ付)	5名
4等	5,000円	10名	図書券	10名

〔参考〕 国勢調査愛媛県人口
昭和50年……1,465,215人
昭和55年……1,506,637人
昭和60年……？人

〔応募資格〕 応募時、町内(県の人口は県内)に居住する小学生以上の人
〔応募方法〕

〔当選者の発表〕 決定次第は賞金または賞品の送付をもってこれに代える。

十月一日に第十四回国勢調査が実施されます。そのときの町と県の人口予想懸賞を募集いたします。ふるって応募ください。

〔当選者の決定〕 愛媛県が十一月下旬に公表する人口概数に一致または最も近いものから当選者を決定する。

〔送付先〕 町の人口……伊方町役場総務課国勢調査人口予想懸賞係
県の人口……松山市一番町四丁目四十二 愛媛県地方振興部統計調査課

〔官製はがき〕を使用し一人一枚一解答とする
(一)住所・氏名・性別・職業(学校名・学年)・年齢を名記してください。
(二)送付先

正しい利用

9月9日は「救急の日」

九月九日は「救急の日」です。救急業務に理解を深めていただくために制定されました。救急車は正しく利用しましょう。

救急車は火災・水害・地震・交通事故・学校やデパートなどの事故やガス中毒ケガなどに移動し、急病は緊急を要する場合に利用で

きます。

軽いケガや病気で救急車を利用していると、その間に大きな事故が発生して重症患者が出て、直ちに移動することができません。救急車の安易な利用はしないようご協力ください。

保内町にある第二分署の救急車が、今年一月から七月末までの間に本町へ出動した回数は五十六回。合計五十三人のかたを病院などへ搬送しています。

3号機に係る公開ヒアリング

10月4日町見体育館で

申し込み原子力安全委員会へ

原子力安全委員会は、四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(三号原子炉の増設)に係る公開ヒアリングを開催することになりました。

この公開ヒアリングは、原子力安全委員会が、当該原子炉の設置変更の許可申請に関し、通商産業大臣の行った安全審査について調査審議するに当たり、当該原子炉施設に係る固有の安全性について地元住民の皆様の意見を聴取し、これを参酌することを目的とするものです。

意見等陳述及び傍聴のための応募方法

一、応募資格

昭和六十年十月四日現在、次のいずれかの市町に引き続き三ヶ月以上住所を有することになる満二十歳以上の方

- ①伊方町・保内町・瀬戸町・三崎町
- ②八幡浜市

期日及び場所

昭和六十年十月四日(金) 午前九時から午後五時まで

二、場所
伊方町九町一番耕地一八〇七番地の一 町見体育館

運営方針

公開ヒアリングにおいては冒頭に通商産業省からの安全審査の概要の説明があった後、地元住民の方からの意見や質問の陳述及びそれに対する通商産業省の見解の開陳が行われます。

(例) (一)

意見等陳述届出書

原子力安全委員会委員長殿

届出者の
住所・電話
氏名・年齢
職業

四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(三号原子炉の増設)に係る公開ヒアリングに出席して意見を述べたいので、別紙のとおり意見等の要旨を付して届け出ます。

(備考)届出書は、なるべく日本工業規格B4から半紙迄の大きさの四百字詰め原稿用紙を縦書きで併用して下さい。

申請書、通商産業大臣の安全審査書など関係書類は、県庁・市役所・町役場(本町の場合)は役場及び町見支所・科学技術庁及び通商産業省で閲覧することが出来ます。

意見や質問したい人

意見等陳述の届出の方法

地元住民の方又は地元住民の方の委任を受けた方で、公開ヒアリングにおいて意見や質問を述べたい方は、九月十日(当日消印有効)まで届出又は申込みをしてください。

二、応募の締切

公開ヒアリングにおいて意見や質問を述べたい方は、九月十日(当日消印有効)まで届出又は申込みをしてください。

資料の閲覧

当該原子炉の設置変更許可

当日、意見や質問を述べる

一人当たり原則として十分以内です。ただし、特に十分以上の陳述を希望する方は、届出の際に希望陳述時間を申し出て下さい。

なお、原子力安全委員会が主催する本公開ヒアリングは、原子力安全委員会が、四国電力

公開ヒアリングの開催についてお尋ねの場合は、科学技術庁原子力安全局原子力安全調査室(〒100 東京都千代田区霞が関二丁目二番一號)電話〇三・五八・一五二七(内)八二六・八二九)又は愛媛県保健環境部公害課(〒790 松山市一番町四丁目四番地二)電話〇八九九・四一〇二(内)二四四四)に連絡して下さい。

問い合わせ先

〇届出の締切日
昭和六十年九月十日(火)
(当日消印有効)
〇その他
当日意見等を述べたいことができる方は、届出をされた方の中から原子力安全委員会が選定し、のちほどお知らせします。
(例) (二)
〈返信の表面〉
東京都千代田区霞が関二丁目二番一號
科学技術庁原子力安全局
原子力安全調査室宛
〈返信の裏面〉
伊方公開ヒアリング傍聴希望
一 申込者の住所
(郵便番号)
二 申込者の氏名(ふりがな)
(職業・年齢)

会場で傍聴したい人

▽傍聴希望の申込み方法

地元住民の方で公開ヒアリングの傍聴を希望される方は、例の二により、官製往復はがきに住所・氏名・年齢及び職業を明記して申し込んでください。

▽申込みのあて先

〒100 東京都千代田区霞が関二丁目二番一號
科学技術庁 原子力安全局
原子力安全調査室

▽申込みの締切日

昭和六十年九月五日(木)
(当日消印有効)

▽その他

傍聴人は、申込みをされた方の中から、原子力安全委員会が選定し、のちほど傍聴券をお送りします。
なお、傍聴券を持参した傍聴人以外の方の傍聴はお断わりますのでご了承ください。

道路交通法の一部改正

9月からシートベルトを

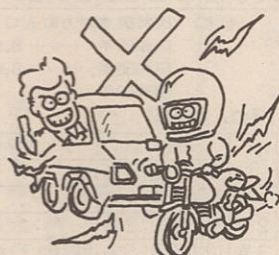
シートベルトの着用義務(60.9.1施行)



- 自動車を運転するときは、運転者はシートベルトを着用しなければなりません。また、助手席の人にもシートベルトを着用させなければなりません。
- 後部座席に人を乗せるときは、シートベルトを着用させるように努めなければなりません。(同乗者のシートベルト着用義務違反は、運転者の責任になります。)



免許を取ってから1年たたない初心運転者が、1点または2点の軽微な違反をして、合計点数が4~5点になると、公安委員会の行う講習を受けなければなりません。(61.1.1施行)



迷惑騒音運転の禁止
自動車を運転する場合は、著しく他人に迷惑を及ぼすような騒音を出して車を急発進させたり、急加速したり、空ふかしをしてはいけません。(60.9.1施行)



初心者の2人乗り禁止
自動二輪車の免許を取ってから1年たたない初心運転者は、2人乗りをしてはいけません。(60.9.1施行)

道路交通法の一部が改正され、主なものは9月1日以降、段階的に施行されます。主な改正点は次のとおりです。

歳時記

台風

「台風手形」という言葉が流行したことがあります。7ヵ月も先でなければ現金にならない手形を、台風の襲来しやすいといわれた210日にひっかけてこう言ったものです。

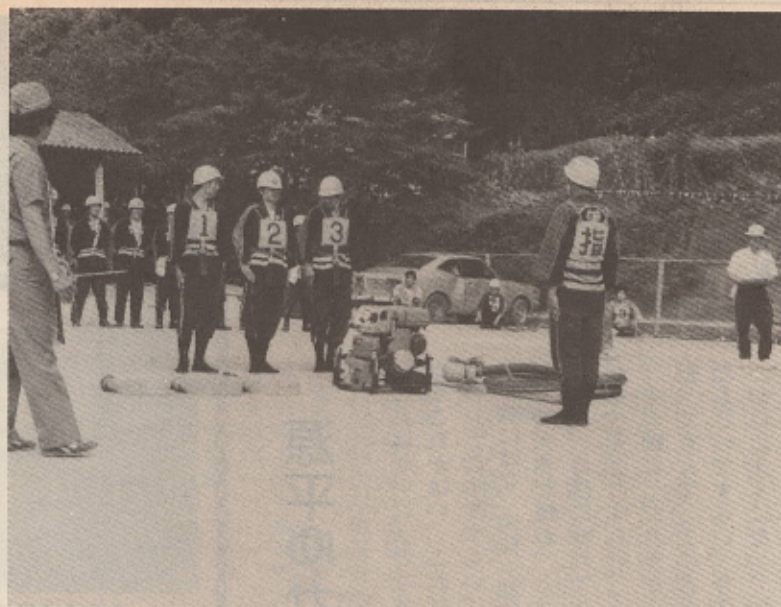
昔は、立春から数えて210日目、すなわち、9月1日か2日に台風が襲来しやすいとされてきました。しかし、最近の統計では、むしろ強い台風の来やすい特異日は、9月17日とか9月26日などといわれています。

昭和32年代の半ばごろまでは、台風による大きな被害が目立ち、なかでも死者行方不明者が5,000人を超した伊勢湾台風などがありました。それが、最近では、治山治水など国土保全事業が進み、防災体制も整備され、また国民の防災意識も高まったことなどから、台風による被害は、かなり減ってきています。それでも、毎年200人から300人くらいの人々が、台風などの自然災害の犠牲になっています。

毎年9月1日は防災の日です。そして、その前後、8月30日から9月5日は防災週間です。

家庭では、日ごろの備えを点検するとともに、家族防災会議を開きましょう。

特に、今年は9月1日が日曜日に当たりますから、家族みんなが地域の防災活動などに積極的に参加したいものです。



小型ポンプの部で練習成果を披露する消防団員

町消防操法競技大会開く

小型は15分団が優勝

町消防団(三好章一団長)主催の消防操法競技大会が、八月十一日伊方中学校グラウンドで開かれ、小型ポンプ操法の部で第十五分団(西・久保)が四年ぶり、自動車ポンプの部では第十四分団(畑・須賀)が五年連続優勝に輝きました。

今年大会には、小型ポンプ操法の部十六チーム、自動車ポンプ操法の部三チームが出場。消防活動に最も大切な、早さ・正確さ・規律正しさなど、日ごろの練習成果を競い合いました。

この結果、減点数の少ない次の分団が上位入賞しました。

- 【小型ポンプ操法の部】
優勝 第十五分団 (西・久保)
二位 第八分団(川永田)
三位 第十三分団(向)
四位 第七分団(中浦)
五位 第六分団(小中浦)
六位 第三分団(仁田之浜)
【自動車ポンプ操法の部】
優勝 第十四分団 (畑・須賀)

警察官募集
県人事委員会では愛媛県警察官(巡査)の採用候補者試験を次のとおり行います。
なお、この試験を受けることにより、警視庁・神奈川県・京都府・大阪府または兵庫県警察官になる道もあります。
▽受付期間
申し込みは、昭和六十年九月十七日から十月十六日までの勤務時間中受け付けます。郵送の場合は、昭和六十年十月十六日までの消印有効。
▽試験日及び場所
昭和六十年十月二十七日

町内の交通事故

Table with 2 columns: Category (発生件数, 負傷者数) and Value (38件, 14人) for August 1st current.

八幡浜警察署では、七月二十八日に大浜から川永田までの旧国道を中心に、青空駐車の一斉取締りを行いました。この日は六十三台もの違反車両がありました。
二回目は町内全域を対象に八月末の予定です。道路は駐車場ではありません。ご注意ください。
伊方・町見駐在所

お礼

- 和歌山県和歌山市西庄 一九七―四一にお住いの 桜谷辰久さん(川永田出身)から一万円。
山口県宇部市藤山区上 条駒ヶ迫一七番地にお住いの 神山篤さん(田之浦出身)から一万円。
山口県宇部市藤山区上 条駒ヶ迫一七番地にお住いの 神山篤さん(田之浦出身)から一万円。
それぞれ広報編集費用にとご寄付いただきました。紙上から厚くお礼申し上げます。

人の動き

昭和60年7月1日現在 世帯数2,597戸(+4戸) 人口 8,575人 {男4,151人(-1人) (-2人) {女4,424人(-1人)}

えんむすび
昭和60年6月1日
6月30日

お誕生おめでとう
よい子に育ってください
昭和60年6月1日
6月30日

人権コーナー

ほほえみを わけあう心に 差別なし
浜口のるみ(水ヶ浦小六年)
人権擁護推進協議会が募集した人権作品で、標語部門の「町人権擁護推進協議会長賞」に選ばれたものです。

おくやみ
昭和60年6月1日
6月30日



こちら編集室
六月号から「ふるさと再発見」と題して、田植え、さつま芋、夏柑の順で紹介しました。作物では、麦やトマトも予定していましたが、残念ながら見付けられませんでした。取り上げてほしいところがありましたら役場総務課広報係までご連絡ください。
来月は、九月末で廃止になる八幡浜―三崎航路を紹介する予定です。古から海上交通が発達し、入江沿いの集落と八幡浜市を結ぶ沿岸航路は、昭和三十年代後半まで重要な役割を果たしてきました。しかし、国道一九七号線の改良整備により、七号線の改良整備により、七号線には他の路線はすべて廃止になりました。
最後まで残った三崎航路も、あと一ヵ月あまりで幕を閉じようとしています。